

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)

就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期の不安定雇用を繰り返す方を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れた場合、賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 次のいずれにも該当する長期不安定労働者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者として雇い入れること
 - 雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
 - 正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
 - 公共職業安定所または民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方
 - 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方
- 対象者の雇用管理に関する事項を都道府県労働局長に報告すること

受給内容

1人当たり**25万円×2期（30万円×2期）**

※（ ）内は中小企業事業主に対する助成額

※雇入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期と区分し、それぞれの区分で一定額を支給します。

取り扱い機関

公共職業安定所